

Web会議システムを利用した会議への出席について（案）

令和2年※月※日

電気通信紛争処理委員会決定第※号

- 1 委員長が必要と認めるときは、委員等（委員及び議事に関係のある特別委員をいう。以下同じ。）は、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。
- 2 Web会議システムによる出席は、電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）第2条第2項及び第3項に規定する出席に含めるものとする。Web会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声即時に他の委員等に伝わり、適時的確な意見表明を委員等相互で行うことができるときも同様とする。
- 3 Web会議システムの利用において、音声を送受信できなくなった場合には、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。
- 4 Web会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。
なお、電気通信紛争処理委員会運営規程（平成13年11月30日電気通信事業紛争処理委員会決定第1号）第16条により会議が非公開で行われる場合は、委員等以外の者に視聴させてはならない。